

○学校における暴風対策の徹底について

平成24. 4. 26 平24教安体第107号 学校安全・体育課長から
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会学校安全主管課長あて 通知

学校の施設・設備の安全点検につきましては、平素からお願いしているところですが、新年度になり、本県周辺を通過する低気圧が猛烈に発達し、その影響で台風並みの暴風が何度か発生しております。

つきましては、これから春の運動会シーズンを迎える地域もありますことから、下記のとおりにより、学校の安全管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 防球ネットやサッカーゴール、バスケットゴール等、屋外に常時設置してある設備・器具については、安全に設置され、転倒の危険はないか定期的に確認する。その際、強風による部品等の落下がないよう破損・腐食部分の有無を確認し、発見した場合は直ちに修繕するよう努め、その間は使用禁止とする。
- 2 防球ネットやサッカーゴールを移動する場合には、必ず教職員や指導者などが付き添い、安全に留意して移動する。また、できる限り強風時の移動は避ける。
- 3 運動会時等に使用するテントを設置する場合は、突風に備えた対策を講じる。
- 4 別紙「学校における自然災害からの幼児児童生徒の安全確保への備え」等を活用して、最新の気象情報等を入手して、早期対応を図る。